

高等教育の修学支援新制度の申請について（2020年4月新入生）

【採用候補者（予約採用）の方】 入学金・授業料減免等の還付については別途ご案内いたします。

1. 進学前の準備

- 日本学生支援機構のホームページや、高等学校等で配布されている「進学前準備チェックシート」「給付奨学生採用候補者のしおり」をよく読み、進学するまでに確認しておく内容をしっかり確認しておくようにしてください。

日本学生支援機構「大学等奨学生採用候補者（予約採用）に決定された方へ」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha.html>

- 「進学届」下書き用紙は2020年2月頃案内予定です。

2. 予約採用者ガイダンス（新入生オリエンテーション期間に実施）に出席

- 「採用候補者決定通知【進学先提出用】」「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式1）」※1を提出（該当者は必要証明書※2も提出）。
- スカラネット入力用識別番号の受領（ポータル配信）。

※1 「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式1）」は2020年4月30日（木）まで提出を受け付けます。各自で印刷される場合は両面印刷をしてください。

※2 必要証明書：自宅外通学であることの証明書など採用候補者決定通知時に案内された書類

3. スカラネットによる「進学届」提出

「進学届」提出時期により給付奨学金の初回振込が異なります。

4. 奨学金初回振込（進学届提出期限詳細は日本学生支援機構より通知があり次第更新します）

- ① 4月初旬に進学届を提出した場合：2020年4月21日（火）
- ② ①の提出期限後4月中旬までに進学届を提出した場合：2020年5月15日（金）予定

5. 採用時説明会に出席

- ① 4月初旬に進学届を提出した場合：5月上旬実施予定
 - ② ①の提出期限後4月中旬までに進学届を提出した場合：6月上旬実施予定
- 「給付奨学生証」「誓約書」の受領

6. 「誓約書」提出：「誓約書」は採用時説明会で交付します

- ① 4月初旬に進学届を提出した場合：5月下旬実施予定
- ② ①の提出期限後4月中旬までに進学届を提出した場合：6月下旬実施予定

問い合わせ先

京都橘大学 学生支援課（管理・特別教室棟1階）

窓口時間 平日 8:45~11:10、12:10~17:15

TEL: 075-574-4114（平日 8:45~17:15）

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

20 年 月 日

京都橋大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、京都橋大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が京都橋大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学	
	氏名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等		学籍番号		
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)		(期間/月数) 年 月 ~ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない	
日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【採用候補者の登録番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					

申請書の作成あたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
- 給付奨学金の申込みを行わず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、(別紙1)の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学した学生であって、編入学又は転学する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ある場合は、あわせて(別紙2)の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて(別紙3)の提出が必要です。(給付奨学金をあわせて申し込む(既に申し込んでいる)場合は、別紙1～3の提出は不要です。)
- なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった(給付奨学生として採用されなかった)場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の登録番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ハ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ニ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。
- ホ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。